

令和3年度 伊那市地域公共交通協議会 事業報告

1 伊那市地域公共交通協議会の開催

- (1) 第1回伊那市地域公共交通協議会 (R3.6.22 書面決議)
(協議事項)
- ① 令和2年度事業報告及び決算報告について
 - ② 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - ③ 生活交通確保維持改善計画(地域公共交通確保維持改善事業)について
- (2) 第2回伊那市地域公共交通協議会 (R3.7.27 501 会議室)
(協議事項)
- ① ぐるっとタクシーエリア拡大について
 - ② 路線バスの運行見直しについて
- (3) 国庫補助事業に関する事業評価に係る書面協議 (R3.12.21~R4.1.7)
- (4) 第3回伊那市地域公共交通協議会 (R4.2.15 書面協議)
- ① 令和4年度運行計画(案)について
 - ② 藤沢線の運行経路及び停留所位置の変更について

2 交通ネットワークの構築・運行

【循環バス、乗合タクシーの運行】

- ① 市街地循環バス(令和3年度から内回りを協議会路線として運行(令和2年度までは定住自立圏路線バスとして運行))
- ② 市内西循環線
- ③ 若宮・美原・手良・福島循環バス
- ④ 西箕輪線
- ⑤ 藤沢線
- ⑥ 三義・長谷循環バス
- ⑦ 長谷循環バス
- ⑧ ぐるっとタクシー(令和3年10月から竜東・美篤・手良地区、高遠町地区、同年11月に南箕輪の一部の運行エリアを拡大)
・EV車両2台を導入し運行

【次ページに続きます】

3 運行内容の検証・検討

【ぐるっとタクシーのエリア拡大等に伴う路線バスの見直し】

(令和4年度から)

- ① 若宮・美原・手良・福島循環バス ⇒ 手良・福島方面の運行廃止
路線名を「若宮・美原線」に変更
- ② 藤沢線 ⇒ 土日祝日の運行廃止、平日全便を協議会便として存続
- ③ 三義・長谷循環バス ⇒ スクールバスに移行

4 利用促進

- (1) ぐるっとタクシー乗車補助券の配布
- (2) 時刻表作成・配布
- (3) 運転免許証自主返納者に係る運賃割引制度
- (4) 広報活動（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等による PR）

令和3年度伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線 利用状況

路線等名称		総利用者数(人)			1運行当たり利用者数(平均値)		
		R3年度	R2年度	比較 R3-R2	R3年度	R2年度	比較 R3-R2
定住自立圏路線 〔参考〕	伊那本線	18,768	19,504	▲ 736	9.13	11.04	▲ 1.91
	市街地循環バス(内回り) 「イーナちゃんバス」		23,413	▲ 23,413		4.06	▲ 4.06
	小 計	18,768	42,917	▲ 24,149	-	-	-
協議会路線 循環バス等	市街地循環バス(外回り) 「イーナちゃんバス」31便	50,548	51,223	▲ 675	4.49	4.55	▲ 0.06
	市街地循環バス(内回り) 「イーナちゃんバス」 ※1	23,725		23,725	4.12		4.12
	市内西循環線	11,039	11,780	▲ 741	5.73	6.08	▲ 0.35
	若宮・美原・手良・福島 循環バス	12,860	14,737	▲ 1,877	4.86	5.63	▲ 0.77
	富県・東春近地区 循環バス ※3	0	1,038	▲ 1,038	0.00	2.37	▲ 2.37
	新山・桜井・貝沼線 ※2	0	177	▲ 177	0.00	0.92	▲ 0.92
	西箕輪線	29,334	29,251	83	9.23	8.09	1.14
	藤沢線	4,014	4,146	▲ 132	2.10	4.29	▲ 2.19
	三義・長谷循環バス(総数)	670	679	▲ 9	0.91	1.89	▲ 0.98
	長谷循環バス	3,677	6,112	▲ 2,435	2.54	2.43	0.11
小 計	135,867	119,143	16,724	-	-	-	
乗合タクシー 協議会路線	高遠循環タクシー ※3	0	195	▲ 195		0.55	▲ 0.55
	ぐるっとタクシー ※2	22,604	8,813	13,791		【乗合率】 38.8%	-
	小計	22,604	9,008	13,596	-	-	-
協議会路線合計(バス・タクシー)		158,471	128,151	30,320	-	-	-
バス・タクシー合計 (定住路線含む)		177,239	171,068	6,171	-	-	-

※1…市街地循環バス(イーナちゃんバス)内回りは、令和3年度から協議会路線として運行(令和2年度までは定住自立圏路線バスとして運行)

※2…ぐるっとタクシーは、令和3年9月のプレ運行を経て、同年10月から竜東・美鷲・手良地区及び高遠地区に運行エリアを拡大

※3…ぐるっとタクシーのエリア拡大に伴い、新山・桜井・貝沼線、富県・東春近循環バス及び高遠循環タクシーは、令和2年度で運行終了

【総括】

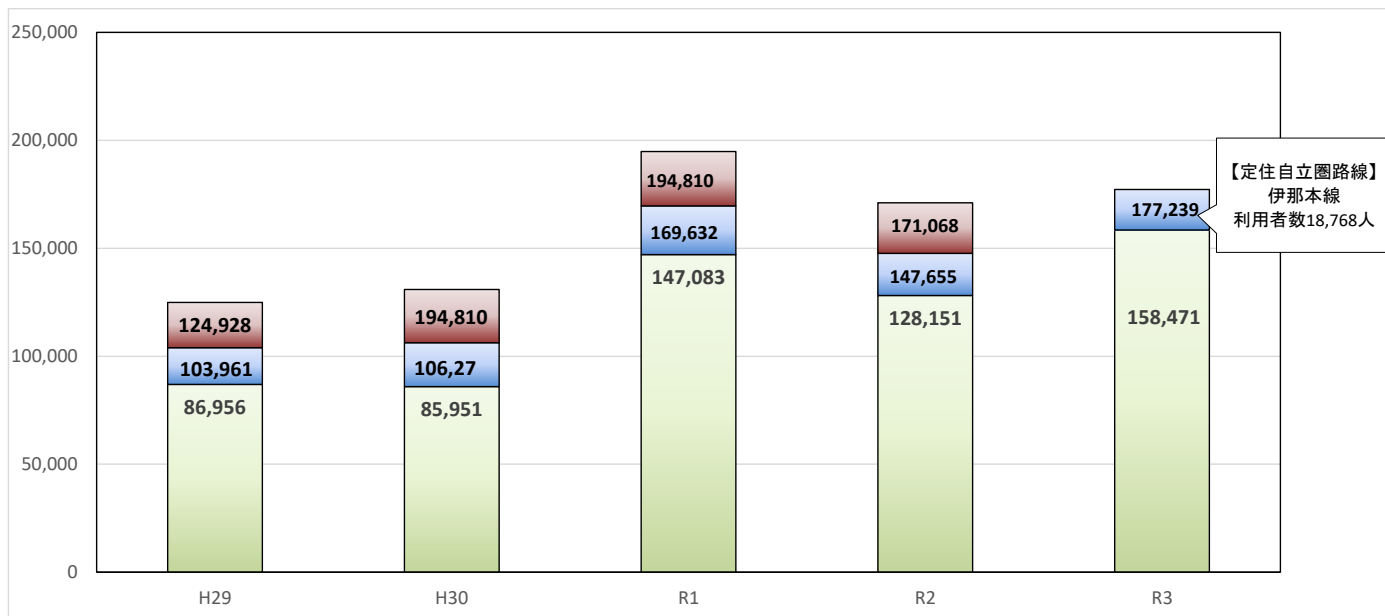
○ 新型コロナウイルスによる影響により、ほぼ全てのバス路線で利用者数が減少したが、利用者全体(定住路線、タクシー含む)で、前年度から6,171人の増となっている。

これは「ぐるっとタクシー」が運行エリアを拡大し、市街地を除く全域で運行が始まったことにより、利用者数が増加したため。

令和3年度 伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線 利用者数推移グラフ

◆全体利用者数

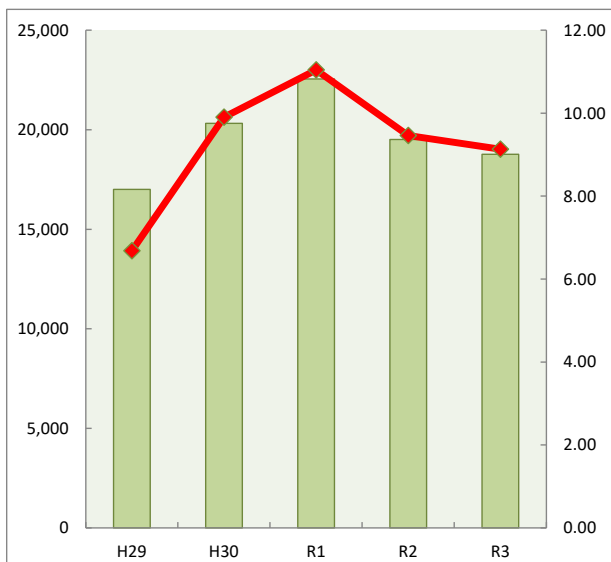
	H29	H30	R1	R2	R3
協議会路線	86,956	85,951	147,083	128,151	158,471
伊那本線	17,005	20,319	22,549	19,504	18,768
市街地循環内回り	20,967	24,660	25,178	23,413	
合計	124,928	130,930	194,810	171,068	177,239



◆路線別

●定住自立圏路線 伊那本線

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	17,005	20,319	22,549	19,504	18,768
1運行当たり人数 (折線グラフ)	6.68	9.90	11.04	9.46	9.13



※ R1～市街地(外回り)14便、西箕輪線を協議会路線化

R2～ぐるっとタクシー(一部エリア運行開始)

お手軽乗り合いタクシー廃止

R3～市街地(内回り)を協議会路線化

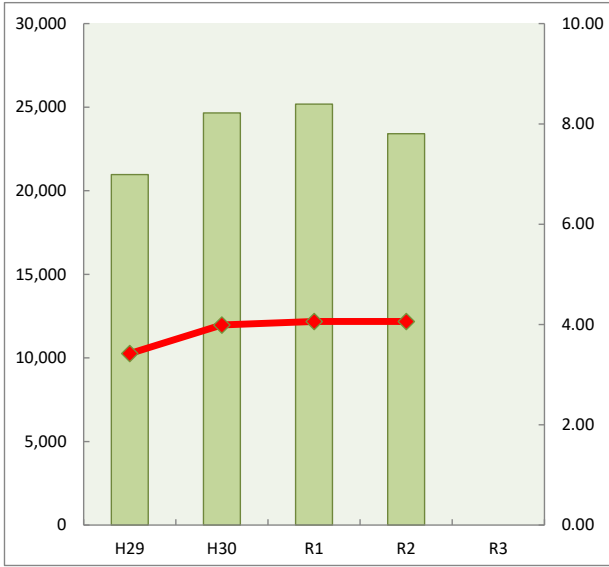
ぐるっとタクシーエリア拡大

富県・春近地区循環バス及び新山貝沼線、高遠循環タクシー廃止

長谷循環バス減便

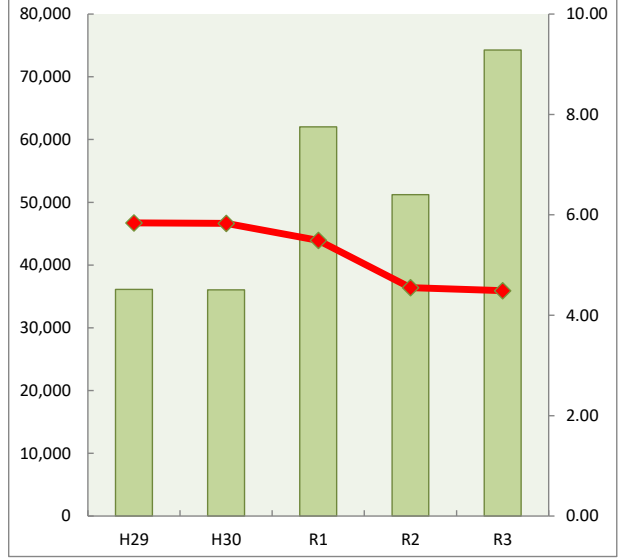
●定住自立圏路線 市街地循環バス 内回り

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	20,967	24,660	25,178	23,413	
1運行当たり人数 (折線グラフ)	3.42	3.99	4.06	4.06	



●市街地循環バス 外回り(R3から内回りも協議会が運行)

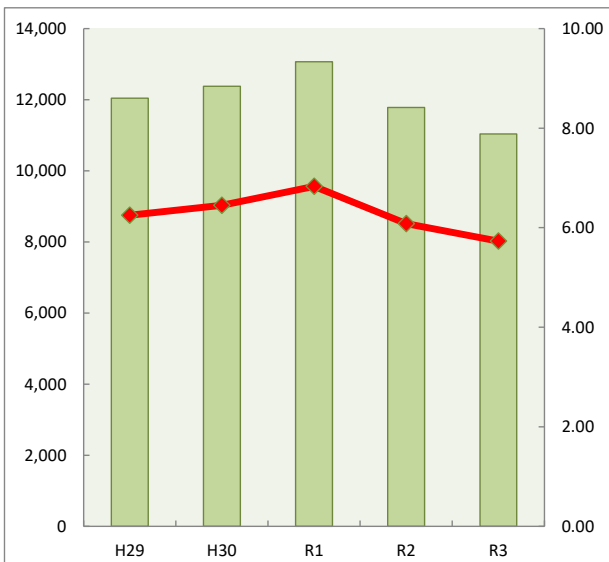
	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	36,117	36,033	62,024	51,223	74,273
1運行当たり人数 (折線グラフ)	5.84	5.83	5.49	4.55	4.49



●市内西循環線

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	12,043	12,377	13,065	11,780	11,039
1運行当たり人数 (折線グラフ)	6.25	6.45	6.83	6.08	5.73

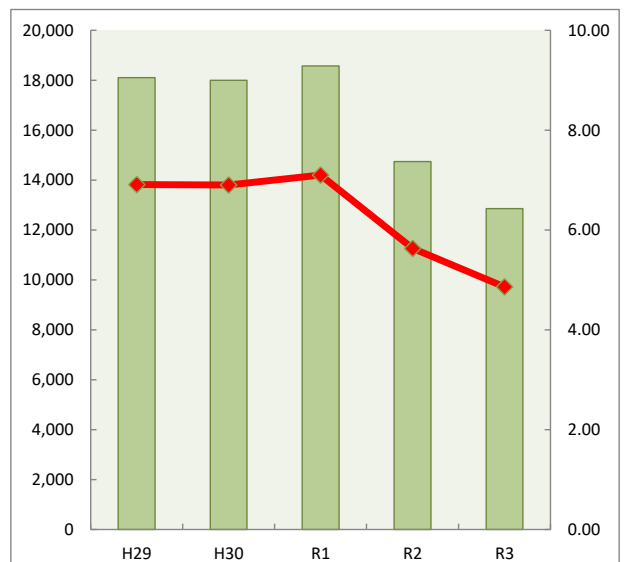
※ H22から運行開始



●若宮・美原線

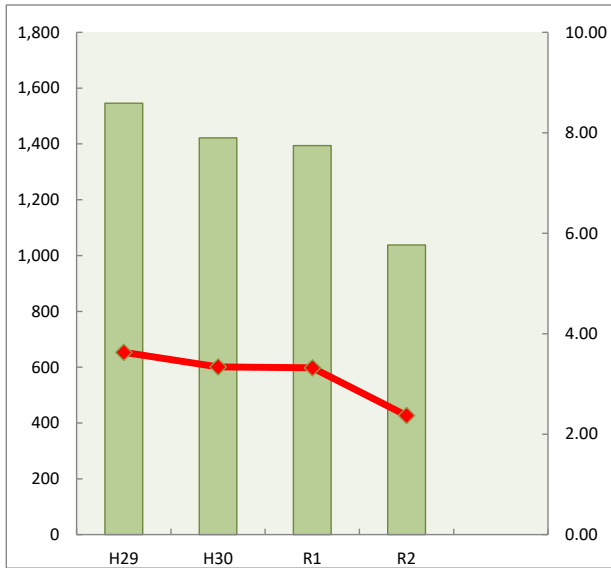
R3より手良・福島廃線

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	18,104	17,994	18,571	14,737	12,860
1運行当たり人数 (折線グラフ)	6.91	6.90	7.10	5.63	4.86



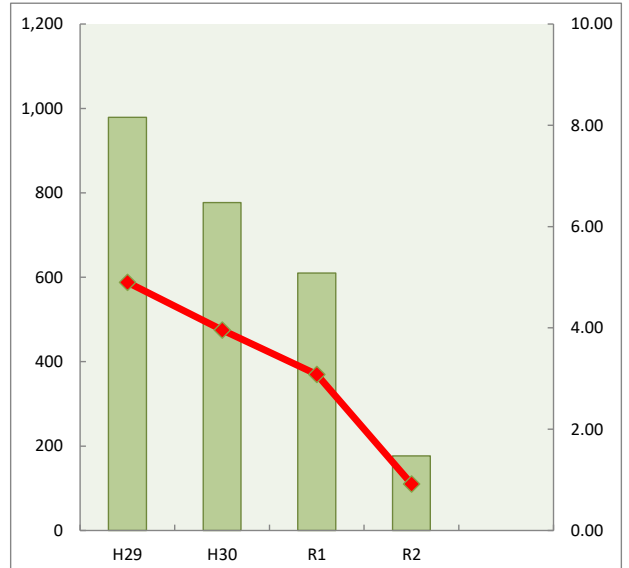
●富県・東春近地区循環バス(ぐるっとタクシー運行開始に伴いR2で運行終了)

	H29	H30	R1	R2
利用者数 (棒グラフ)	1,546	1,422	1,394	1,038
1運行当たり人数 (折線グラフ)	3.63	3.34	3.32	2.37



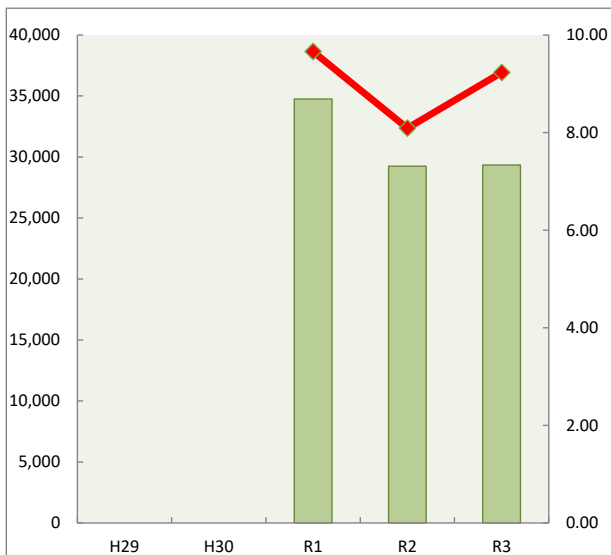
●新山・桜井・貝沼線(ぐるっとタクシー運行開始に伴いR2で運行終了)

	H29	H30	R1	R2
利用者数 (棒グラフ)	979	777	610	177
1運行当たり人数 (折線グラフ)	4.90	3.96	3.08	0.92



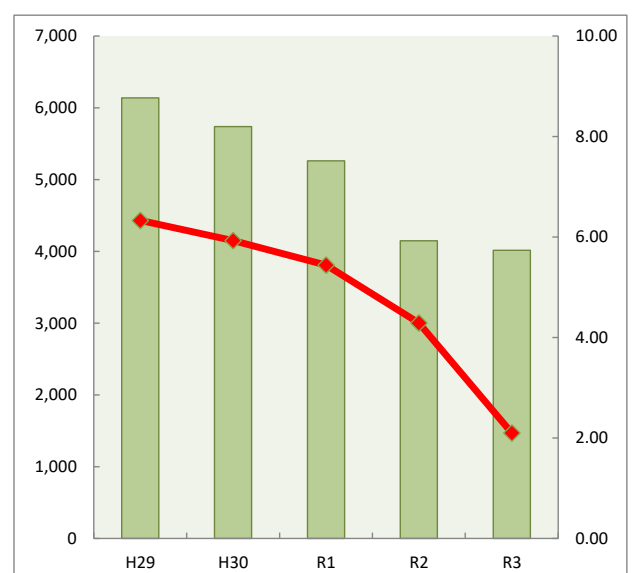
●西箕輪線(R1から協議会が運行)

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	-	-	34,751	29,251	29,334
1運行当たり人数 (折線グラフ)			9.66	8.09	9.23



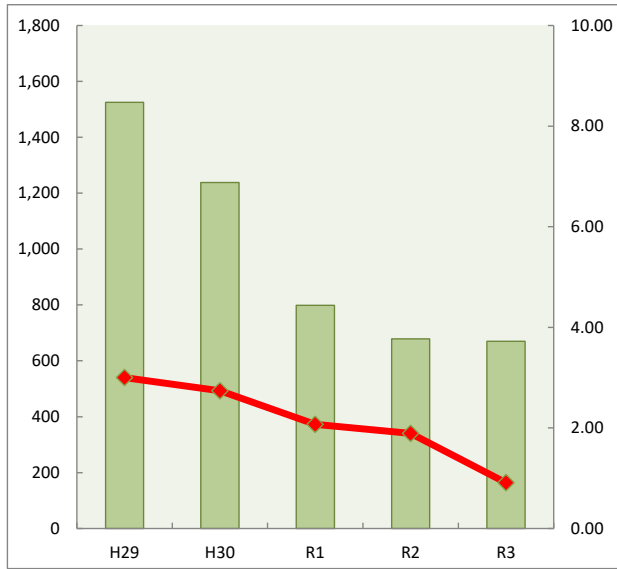
●藤沢線

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	6,136	5,737	5,260	4,146	4,014
1運行当たり人数 (折線グラフ)	6.33	5.93	5.44	4.29	2.10



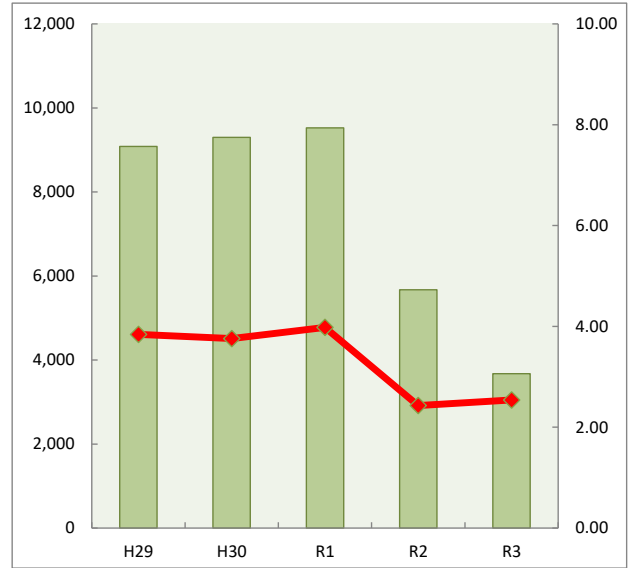
●三義・長谷循環バス

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	1,525	1,238	799	679	670
1運行当たり人数 (折線グラフ)	3.00	2.74	2.07	1.89	0.91



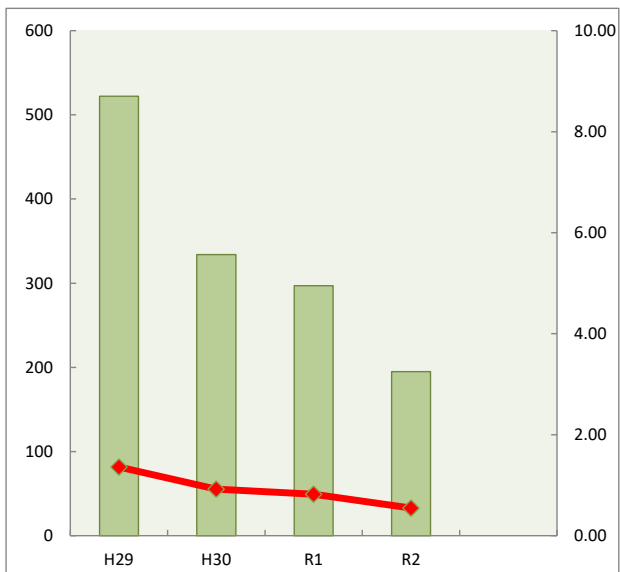
●長谷循環バス

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	9,084	9,301	9,526	5,670	3,677
1運行当たり人数 (折線グラフ)	3.84	3.76	3.98	2.43	2.54



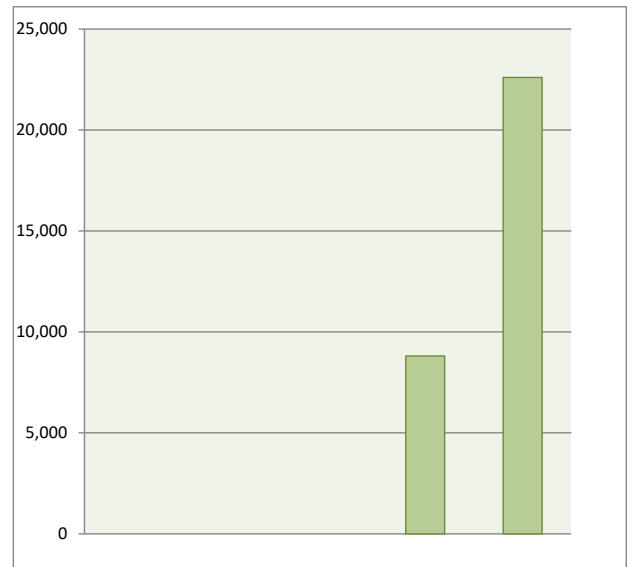
●高遠循環タクシー(ぐるっとタクシー運行開始に伴いR2で運行終了)

	H29	H30	R1	R2
利用者数 (棒グラフ)	522	334	297	195
1運行当たり人数 (折線グラフ)	1.36	0.92	0.82	0.55



●ぐるっとタクシー

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	-	-	-	8,813	22,604



令和3年度 伊那市地域公共交通協議会 会計決算書

収入合計	220,478,320	円	
支出合計	203,369,168	円	
差引残額	17,109,152	円	伊那市へ戻入

1 収入

【単位:円】

款	項	予算額 (A)	収入額 (B)	差引き (B)-(A)	説明
1負担金	1負担金	220,013,000	220,477,965	464,965	・伊那市負担金 213,184千円 ・南箕輪村負担金 6,765千円 ・教育委員会負担金 486千円
2諸収入	1諸収入	1,000	355	△ 645	・預金利息
収入合計		220,014,000	220,478,320	464,320	

2 支出

款	項	予算額 (A)	支出額 (B)	不用額 (A)-(B)	説明
1運営費	1会議費	300,000	37,320	262,680	・委員報酬等
	2事務費	100,000	68,588	31,412	・振込手数料等
2事業費	1事業費	219,017,000	203,263,260	15,753,740	・バス運行委託料 112,012千円 ・タクシー運行委託料 63,571千円 ・コールセンター経費 19,457千円 ・車両等修繕費 2,431千円 ・利用促進費 ・国庫補助事業に係る事務費 等
4予備費	1予備費	597,000	0	597,000	
支出合計		220,014,000	203,369,168	16,644,832	

令和4年度 伊那市地域公共交通協議会 事業計画（案）

1 市内交通ネットワークの構築・運行

【事業概要】

区分	路線名	運行事業者
路線バス (6 路線)	① 市街地循環バス	伊那バス(株)：外回り 17 便、内回り 17 便 ジェイアールバス関東(株)：外回り 14 便
	② 市内西循環線	伊那バス(株)
	③ 若宮・美原線	
	④ 西箕輪線	
	⑤ 藤沢線	ジェイアールバス関東(株)
	⑥ 長谷循環バス	
ぐるっと タクシー (3 エリア) (6 地区)	(A エリア) ① 西春近地区 ② 竜西・西箕輪地区 (B エリア) ③ 富県・東春近地区 ④ 竜東・美篤・手良地区 (C エリア) ⑤ 新山・河南・長谷地区 ⑥ 高遠町地区	伊那タクシー(株)、 (有)白川タクシー、 ジェイアールバス関東(株)、 高遠観光タクシー(有) の4社による共同運行（12 台運用）

2 運行内容の検証・検討

【事業概要】

○ぐるっとタクシーシステムの高度化

・利用の分析等（令和4年度）

市街地を除く市内全域にエリアを拡大し、蓄積した利用データ（乗車区間、利用曜日や時間帯、天候、年代など）を分析する。

【裏面へつづきます】

- ・AI 自動配車システムの高度化（令和 5 年度）

利用データを活用したAIの高度化及び伊那市に置いて一層効率的に運行を実現するためシステムの最適化を図る。

※この事業は、国からの地方創生推進交付金を活用し、市の事業として実施します。

3 利用促進事業

【事業概要】

利用促進事業については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を確認しながら実施を検討

- (1) 運転免許自主返納者に係る運賃割引制度
- (2) 広報活動（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等によるPR）
- (3) 伊那市バス時刻表の作成・配布

●その他（参考：定住自立圏事業）

市街地における高齢者等の移動支援「市街地デジタルタクシー」実証事業

経過、概要

これまでぐるっとタクシーの利用ができなかった市街地にお住まいの方を対象に、市街地の範囲内で一般のタクシーを利用した場合に、定額を超える運賃を伊那市が負担する移動支援の仕組みが8月1日より実証運行を開始。

現在、登録者556名で1日平均38件の利用があり、トラブルなく運行している。

令和4年度 伊那市地域公共交通協議会予算(案)

収入合計	241,560,000	円
支出合計	241,560,000	円
差引	0	円

1 収入

【単位:円】

款	項	予算額	前年度 予算額	増減額	説 明
1負担金	1負担金	241,559,000	220,013,000	21,546,000	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那市負担金(230,151千円) ・南箕輪村負担金(10,708千円) ・教育委員会負担金(700千円)
3諸収入	1諸収入	1,000	1,000	0	・預金利息
収入合計		241,560,000	220,014,000	21,546,000	

2 支出

【単位:円】

款	項	予算額	前年度 予算額	増減額	説 明
1運営費	1会議費	300,000	300,000	0	・協議会開催
	2事務費	100,000	100,000	0	・振込手数料等
2事業費	1事業費	240,859,000	219,017,000	21,842,000	<ul style="list-style-type: none"> ・運行費(232,699千円)※国庫補助事務費を含む 【ぐるっとタクシー分の運行経費の増加】 ・車両等修繕費(6,358千円) ・利用促進費(1,502千円)※時刻表作成費含む ・南箕輪村負担金(まっくんバス300千円)
4予備費	1予備費	301,000	597,000	△ 296,000	
支出合計		241,560,000	220,014,000	21,546,000	

令和4年度 路線バス・乗合タクシーの運行概要

	路線名 ● ……定住自立圏協議会運行路線 無印……当協議会運行路線 ◎ ……事業者自主運行路線	運行主体	運行事業者	運行日	便数等	運賃	回数券	その他	国庫補助対象 地域公共交通確保 維持改善事業
バス 路線	●伊那本線	伊那市・箕輪町・南箕輪村	伊那バス JRバス関東	毎日	平日：上り下り各7本 土日祝：上り下り各3本	区間制 (上限350円)	—	・伊那地域定住自立圏の取組として3市町村で共同運行	
	市街地循環バス	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス JRバス関東	毎日	外回り31本,内回り17本	定額150円	—	外回りは日中20分間隔で運行 内回りは40分間隔で運行	
	市内西循環線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	月～金曜日 (祝日運休)	8本	定額150円	—		
	若宮・美原線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	毎日	月～土曜日：8本 日曜日・祝日：4本	対キロ制 (上限310円)	—	・フリー降車可能区間あり	○
	西箕輪線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	毎日	月～金：11本 月水金：13本 土曜日：7本 日曜日・祝日：5本	対キロ制 (上限310円)	—		
	藤沢線	伊那市地域公共交通協議会	JRバス関東	毎日	平日：上り5本下り4本	対キロ制 (上限310円)	10枚綴2,100円	・フリー降車可能区間あり ・伊那市所有バスを使用 ・季節ダイヤあり	○
	長谷循環バス	伊那市地域公共交通協議会	JRバス関東	月～金曜日 (祝日運休)	上り2本,下り4本	定額310円	10枚綴2,100円	・フリー降車可能区間あり ・伊那市所有バスを使用 ・季節ダイヤあり	○
	◎高遠線	JRバス関東	JRバス関東	毎日	平日：上り下り各13本 土・日曜日・祝日：各8本	対キロ制140円～	—		
タク シ ー 路 線	ぐるっとタクシー A 西春近 C 富県・東春近 B 竜西・西箕輪 D 新山・河南・長谷 E竜東・美簗・手良地区 F高遠町	伊那市地域公共交通協議会	伊那タクシー 白川タクシー ジェイアールバス関東 高遠観光タクシー	月～金曜日 (祝日運休)	午前9時～午後3時 (予約受付:利用前日～ 利用当日)	定額500円	—	・対象エリア内をドアツードア運行 ・利用者登録必要 ・障害者、免許返納者割引あり (250円割引) ・WEB予約、ケーブ`ル比`予約割引あり (200円割引)	

伊那市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 伊那市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成及び実施に係る協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「<u>確保維持改善計画</u>」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、伊那市地域公共交通協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 伊那市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に係る協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「<u>確保維持改善計画</u>」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、伊那市地域公共交通協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p>
<p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>の策定及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>の実施に係る協議</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>に位置づけられた事業の実施</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>の策定及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>の実施に係る協議</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>及び<u>確保維持改善計画</u>に位置づけられた事業の実施</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>

伊那市地域公共交通協議会規約（改正後：傍線部分が改正箇所）

（設置）

第1条 伊那市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、伊那市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、伊那市下新田3050番地伊那市役所内に置く。

（業務）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る協議
- (3) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (6) 市職員

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(役員)

第6条 会長は、伊那市長が指名する市職員をもって充て、副会長及び監査員は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監査員は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。

5 会長は、必要に応じて会議に委員以外の出席を依頼し、説明又は助言を求めることができる。

6 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、伊那市企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年2月28日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月29日から施行する。